



こいのぼりの里まつり (館林市)



雷電神社例大祭 (板倉町)



つつじまつり (館林市)



清浄院のぼたん園 (板倉町)

# 第11号

平成30年(2018)4月1日発行

# 館林市・板倉町 合併協議会だより



館林市

板倉町

議案第38号	.....	P 2 ~ P 3
議案第39号	.....	P 3
議案第40号	.....	P 3
議案第41号	.....	P 3 ~ P 4
議案第42号	.....	P 4

協議第37号	.....	P 4 ~ P 5
協議第38号	.....	P 5
協議第39号	.....	P 5 ~ P 6
協議第40号	.....	P 6
合併協定項目の審議状況	.....	P 7

発行：館林市・板倉町合併協議会 / 編集：館林市・板倉町合併協議会事務局

〒374-8501

群馬県館林市城町1番1号 (館林市役所内) TEL:0276-72-4111 (内線511・514) / FAX:0276-72-3297

【URL】 <http://www.tatebayashi-itakura-gappeikyo.jp/>

【E-mail】 [tatebayashi-itakura.gappeikyo@city.tatebayashi.gunma.jp](mailto:tatebayashi-itakura.gappeikyo@city.tatebayashi.gunma.jp)

**第11回合併協議会が開催され、5議案の審議、4議案の協議（事前説明）が行われました**

平成30年2月19日、館林市文化会館小ホールにおいて、第11回合併協議会が開催されました。

はじめに、前回の合併協議会で協議（事前説明）が行われた4議案及

び「平成29年度館林市・板倉町合併協議会補正予算」について審議が行われました。

次に、次回以降の審議に向けた4議案の協議が行われました。

事務局から説明された内容と各委員からの質疑などについて、その概要をお知らせします。



**委員からの意見（要旨）**

■両市町にはお金に換算できないブランドがあり、それに魅力や価値を見出しているから合併を進めるのだと思います。しかし、基金や地方債の残高が目目されているのも事実ですので、今後の見込みも含めて記載した方が誤解されないのではないのでしょうか。

■地方債の残高については金額が多い少ないの議論ではなく、これまでの経緯や今後の返済計画などの説明を行い、理解を得ながら進めるべきではないのでしょうか。

**A 事務局からの回答（要旨）**

基金や地方債の残高については、平成30年度予算を勘案した数字に置き換えたうえでお示しすることができま

す。また、地方債の残高については、単に自治体の債務を示すも

**第11回合併協議会で審議及び協議された内容**

審議事項	
議案第38号	【合併協定項目 5】財産及び債務の取扱いについて
議案第39号	【合併協定項目 11】特別職の身分の取扱いについて
議案第40号	【合併協定項目 12】条例、規則等の取扱いについて
議案第41号	【合併協定項目23-5】納税関係事業について
議案第42号	平成29年度館林市・板倉町合併協議会補正予算（第1号）について

協議事項	
協議第37号	【合併協定項目 9】一般職の職員の身分の取扱いについて
協議第38号	【合併協定項目 16】公共的団体等の取扱いについて
協議第39号	【合併協定項目23-8】窓口業務について
協議第40号	【合併協定項目23-26】地域コミュニティ関係事業について

**用語の説明**

「審議事項」…会長から提案し、合併協議会で審議・決定するものです。例：「議案第〇号」  
 なお、継続的な審議が必要な場合は「継続審議事項」として、次回以降も引き続き審議を行います。  
 「協議事項」…審議事項とする前に、事務局からの事前説明を行い、次回以降の合併協議会で審議・決定するものです。例：「協議第〇号」

**議案第38号  
財産及び債務の取扱いについて**

↓継続審議となりました

両市町には、本庁舎や学校、公園、出資による権利などの公有財産や公用車などの物品、基金があるほか、地方債などの債務があります。合併の方式が編入合併で決定したことにより、板倉町が所有する財産及び債務は、全て館林市に引き継ぎます。

のではなく、建設事業などの社会基盤整備にどれだけ取り組んだかの結果となりますので、ご理解ください。

**議案第39号**

**特別職の身分の取扱いについて**

↓原案のとおり可決となりました

**◆常勤特別職、議会議員、行政委員会及び行政委員**

両市町には、常勤特別職や議会議員のほか、教育委員会委員や監査委員、農業委員会委員などの行政委員がいます。合併の方式が編入合併で決定したことにより、板倉町の常勤特別職（町長・副町長・教育長）は合併の日の前日をもって失職します。ただし、議会議員については、合併協定項目6「議会の議員の定数及び任期の取扱い」において別途協議します。

また、板倉町の行政委員会及び行政委員についても、合併の日の前日をもって失職しますが、館林市の行政委員会及び行政委員の定数増が必

要な場合は、合併時までに調整するとともに、合併後の委員改選時などにおいては、新市全域から選出します。ただし、農業委員会については、合併協定項目10「農業委員会の取扱い」において別途協議します。

**◆附属機関等の委員及びその他の特別職**

両市町には、附属機関等（審議会・委員会など）の委員やその他の特別職（統計調査員や交通指導員など）がいます。

板倉町の附属機関等の委員やその他の特別職については、基本的に合併の日の前日をもって失職しますが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては館林市の制度として定めます。

なお、館林市の附属機関等の委員の定数増が必要な場合は合併時までに調整するとともに、合併後の委員改選時などにおいては、新市全域から選出します。

**議案第40号**

**条例、規則等の取扱いについて**

↓原案のとおり可決となりました

館林市は、市税の確保を図るとともに税負担の公平性を維持するため、インターネットのオークション

**◆インターネット公売**

**議案第41号  
納税関係事業について**

↓原案のとおり可決となりました

**◆コンビニ納付**

館林市は、納付環境の充実や納税者の利便性の向上を図るために、市税及び国民健康保険税のコンビニ納付を実施しています。コンビニ納付については館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合します。

館林市の例規集に記載されている条例や規則などは1,031件あり、板倉町は628件あります。合併の方式が編入合併で決定したことにより、館林市の例により合併時に統合します。

ただし、各種事務事業の調整方針により、関係する条例及び規則などについては、その調整結果を踏まえて改正などを行います。

**◆督促手数料**

板倉町は、町税及び国民健康保険税の督促状について、一通あたり50円の督促手数料を徴収しています。督促手数料については、県内の市では徴収しておらず、町村で徴収しているのは板倉町も含め4町村のみであるため、合併時に廃止します。

**◆標識弁償金**

両市町では、原動機付自転車及び小型特殊自動車の廃車による標識（ナンバープレート）返納を受け付ける際に、毀損や紛失などにより標識を返却できない場合に弁償金を徴収しており、館林市では一件につき100円、板倉町では200円を徴収しています。標識弁償金については、実費負担の適切な水準を確保するため、板倉町の例により合併時に統合します。



### Q 委員からの質問（要旨）

督促手数料は50円徴収しているものを廃止するのに対し、標識弁償金は高い金額である200円に統一するのは、住民負担という観点において一貫性が無いように感じます。どのような理由があるのでしょうか。

### A 専門部会からの回答（要旨）

標識を1枚作成するために百数十円の経費がかかります。標識は使用者へ無償で貸し出しているものですので、返却ができない場合には実費相当の金額を納入していただくという理由から200円としました。

### 議案第42号

### 平成29年度館林市・板倉町合併協議会補正予算（第1号）について

↓原案のとおり可決となりました

本協議会は両市町の負担金や県か

ては、館林市の例により合併時に統合します。

### ◆各種手当

両市町では、管理職手当や扶養手当、住居手当などの各種手当を該当する職員に支給しています。

### 【具体的な調整内容】

管理職手当、管理職員特別勤務手当については、部制の採用と連動するため、館林市の例により合併時に統合します。また、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外・夜間・休日勤務手当、退職手当については、同一のため現行のとおりとします。ただし、退職手当の支給者については、合併協定項目14「一部事務組合等の取扱い」の協議結果によるものとなります。なお、特殊勤務手当、宿日直手当、期末勤勉手当については、合併時まで調整し再編します。

### ◆旅費

両市町では、出張した際にかかる旅客運賃や宿泊料などを支給しています。なお、館林市では100km以上の出張については、日当も支給しています。

### 【具体的な調整内容】

らの補助金などで運営していますが、平成28年度の決算が確定したことにより、平成29年度への繰越金が生じたことや県からの補助金が当初予算で計上した額より多く交付される見込みとなったことなどの理由から、平成29年度補正予算を行い、両市町の負担金を減額したうえで両市町へ返還します。



### 協議第37号

### 一般職の職員の身分の取扱いについて

↓継続協議となりました

旅費については、館林市の例により合併時に統合します。

### Q 委員からの質問（要旨）

館林市が支給している日当については、廃止している自治体もあります。支給している理由や県内の状況、全体の支給額ほどの程度なのでしょうか。

### A 専門部会からの回答（要旨）

支給している理由は、地方公務員法第24条にある勤務条件の一つであり、また、条例に定められているためです。県内の支給状況は、条件や金額は異なりますが12市全てで支給しており、館林市の支給総額は、平成28年度決算で約750万円でした。

### A 事務局からの回答（要旨）

日当につきましては、県内の支給状況などを再確認し、他市

両市町の一般職の職員の身分の取扱いについて、事務局から次のような説明がありました。

### 《説明》

### ◆一般職の職員

両市町には、窓口での各種手続きや事務事業の実施などの業務を行う一般職の職員がいます。

### 【具体的な調整内容】

板倉町の一般職の職員については、合併特例法の規定により、全て館林市の職員として引き継ぎます。

### ◆職員数

両市町では、条例で定められた職員定数の範囲内で職員の配置を行っています。

### 【具体的な調整内容】

新市の職員数については、合併後速やかに定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めます。

### ◆職員の職名

館林市では部長や参事といった職名を定めており、板倉町では主幹や課長といった職階、役職を定めています。

### 【具体的な調整内容】

職名、職階及び役職については、館林市は部制、板倉町は課制であるため、館林市の例により合併時に統合します。

### ◆勤務時間

両市町の基本的な勤務時間や勤務日、休憩時間は同様ですが、勤務時間の割り振り（時差勤務）に違いがあります。

### 【具体的な調整内容】

勤務時間などについては、勤務時間の割り振りに違いがあるため、合併時に職務内容と勤務時間の取り扱いを調整し再編します。

### ◆給料

両市町の給料表については、館林市は部制のため8級制、板倉町は課制のため6級制です。また、支給日や初任給、昇給についても違いがあります。

### 【具体的な調整内容】

給料表については、部制の採用と連動するため、館林市の例により合併時に統合します。なお、現職員については合併前の給料を保障します。また、支給日や初任給、昇給につい

とのバランスを考えながら専門部会や幹事会で再度調整します。

### 協議第38号

### 公共的団体等の取扱いについて

↓次回以降の審議事項となりました

両市町の公共的団体等の取扱いについて、事務局から次のような説明がありました。

### 《説明》

両市町には、商工会議所や商工会といった経済団体、社会福祉協議会や寿連合会、老人クラブ連合会といった福祉団体、文化協会や体育協会といった文化事業団体などの公共的な活動を営む団体があります。

### 【具体的な調整内容】

公共的団体等の取扱いについては、新市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯や意向、実情などをじゅうぶんに尊重しながら調整するように努めます。具体的には、両市町に共通してい

### 協議第39号

### 窓口業務について

↓次回以降の審議事項となりました

両市町の延長窓口・臨時窓口及び連絡所の2項目について、事務局から次のような説明がありました。

### 《説明》

### ◆延長窓口・臨時窓口

両市町では延長窓口を開設しています。具体的には、館林市は市民課が第1・3月曜日の午後7時まで、納税課が毎週月曜日の午後7時まで開設しています。板倉町は総務課、戸籍税務課、福祉課、健康介護課が毎週水曜日の午後7時15分まで開設しています。

また、館林市は、住所変更などの手続きが多い3月、4月の一部の日曜日に臨時窓口を開設しています。

【**具体的な調整内容**】  
延長窓口・臨時窓口については、合併協定項目13「事務組織及び機構の取扱い」の調整方針に基づき、合併時までに調整し再編します。

◆**連絡所**

館林市は、本庁舎以外でも市民課が所管する証明発行の窓口サービスを受けられる環境を整備することにより、市民の利便性の向上を図るために、多々良公民館内に連絡所を設置しています。

【**具体的な調整内容**】

連絡所については、館林市のみ設置しているため、館林市の例により合併時に統合します。

協議第40号

地域コミュニティ関係事業について

↓次回以降の審議事項となりました

両市町の行政区運営や行政区助成など4項目について、事務局から次のような説明がありました。

◆**行政区運営**

両市町では住民の日常生活の利便性の向上と各種行政事務の処理の円滑化を図るために、行政区を設置しています。館林市は66行政区、板倉町は15行政区があり、役職員の種類や委託料、報償の額などが異なります。

【**具体的な調整内容**】

行政区運営については、合併後の新市において詳細事項を区長会などと協議し、2年以内に再編します。ただし、行政区役員の数など枠組みに関するについては、合併時までに調整します。

◆**行政区助成**

両市町では各行政区への交付金や補助金を交付しています。

【**具体的な調整内容**】

行政区助成については、合併後の新市において詳細事項を区長会などと協議し、2年以内に再編します。

◆**区長協議会運営**

館林市は館林市区長協議会を組織し、区長主催による定例会を隔月で実施しています。板倉町は板倉町行

政区長会を組織し、町主催による定例会を毎月実施しています。

【**具体的な調整内容**】

区長協議会運営については、合併時までに両市町の区長による(仮称)新市区長会準備会などを設立し、組織や会議運営方法などの詳細事項を検討し、合併後速やかに再編します。

◆**地縁団体**



地縁団体とは、行政区や町内会などの地縁による団体で、一定の手続のもと町村長の認可を受ければ法人格を取得し、保有する不動産などを団体名義で登記することができるとは、館林市には15団体あり、板倉町には5団体あります。

【**具体的な調整内容**】

地縁団体については、現行のとおり新市において継続します。

委員からの意見(要旨)

行政区の運営は、行政区をどう再編するのが明確にならな

くては決められないと思います。区長協議会の運営は、新市区長会準備会で協議することになっており、この準備会を早期に設立して、行政区の運営も協議するべきではないでしょうか。

行政区には、各地域で活動の違いや特色もあります。行政区の運営は、それぞれの行政区に任せるべきであり、活動内容が細かく決められてしまつことは、望ましくないと考えます。

新市区長会準備会で検討することも大切ですが、その前に行政側として調整案の全体像を示すことが必要だと思えます。

副会長からの意見(要旨)

板倉町の区長会長から、行政区の運営はすぐに決めるのではなく、区長会でじっくりと検討する時間を設けてほしいという話がありました。

合併協定項目の審議状況

番号	名称	協議(事前説明)した協議会	審議した協議会	可決	
1	合併の方式	第2回	第3・4・6・8回	○	
2	合併の期日	第2回			
3	新市の名称	第2・9回	第10回	○	
4	新市の事務所の位置	第2・9回	第10回	○	
5	財産及び債務の取扱い	第10回	第11回		
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	第2回			
7	地方税の取扱い	第2・10回			
8	地域自治制度の取扱い				
9	一般職の職員の身分の取扱い	第11回			
10	農業委員会の取扱い	第2回			
11	特別職の身分の取扱い	第2・10回	第11回	○	
12	条例、規則等の取扱い	第10回	第11回	○	
13	事務組織及び機構の取扱い				
14	一部事務組合等の取扱い				
15	使用料、手数料等の取扱い				
16	公共的団体等の取扱い	第11回			
17	補助金、交付金等の取扱い				
18	町名・字名の取扱い				
19	慣行の取扱い				
20	国民健康保険事業の取扱い	第5回	第6回	○	
21	介護保険事業の取扱い	第4回	第5回	○	
22	消防団の取扱い	第7回	第8回	○	
23	1 国内・国際交流事業	第8回	第9回	○	
	2 電算システム事業	第9回	第10回	○	
	3 広聴広報関係事業	第9回	第10回		
	4 人権推進事業	第8回	第9回	○	
	5 納税関係事業	第9・10回	第11回	○	
	6 消防防災関係事業	第3回	第4回	○	
	7 交通関係事業	第3回	第4回	○	
	8 窓口業務	第11回			
	9 保健衛生事業	第5回	第6回		
	10 障がい者福祉事業	第4回	第5回	○	
	11 高齢者福祉事業	第4回	第5回	○	
	12 児童福祉事業	第6回	第7回	○	
	13 保育事業	第6回	第7回	○	
	14 生活保護事業	第6回	第7回	○	
	15 その他の福祉事業				
	16 ごみ収集運搬業務事業	第8回	第9回	○	
	17 環境対策事業	第8回	第9回	○	
	18 農林水産関係事業	第7回	第8回	○	
	19 商工・観光関係事業	第7回	第8回	○	
	20 勤労者・消費者関連事業	第7回	第8回	○	
	21 建設関係事業	第7回	第8回	○	
	22 下水道事業	第7回	第8回	○	
	23 市町立学校の通学区、学校名				
	24 学校教育事業				
	25 文化・スポーツ振興事業	第9回	第10回	○	
	26 地域コミュニティ関係事業	第11回			
	27 生涯学習事業	第9回	第10回	○	
	28 男女共同参画事業	第9回	第10回	○	
	29 その他の事業				
24	新市基本計画	策定方針	—	第2回	○
		骨子	—	第3回	○
		計画策定			

第6弾「庁舎」

館林市 TATEBAYASHI



館林市庁舎

所在地：館林市城町1番1号  
敷地面積：20,766.10㎡  
建築面積：3,266.96㎡  
延床面積：9,760.24㎡  
構造：鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造  
階数：地下1階、地上5階  
竣工：昭和56年10月

ITAKURA 板倉町



板倉町新庁舎（完成予想図）

所在地：板倉町大字板倉地内（板倉町中央公民館南）  
敷地面積：14,872.69㎡  
建築面積：1,814.54㎡  
延床面積：4,084.02㎡  
構造：鉄筋コンクリート造（一部プレキャストコンクリート造梁）  
階数：地上3階、塔屋  
竣工：平成30年度内（予定）  
※現在建設中

表紙の写真

『こいのぼりの里まつり』（館林市）

市内5か所に大小4,300匹を超えるこいのぼりが春風に吹かれ水面を揺らします。壮観な眺めをお楽しみください。  
と き：3月25日(日)～5月6日(日)  
と ころ：鶴生田川、近藤沼、茂林寺川、つつじが岡パークイン、多々良沼

『つつじまつり』（館林市）

約12.9haの園内に100余品種、約1万株のつつじが咲き誇り、中でも高さ5mにも及ぶ古木をはじめ、推定樹齢800年を超えるヤマツツジの巨樹群は世界に類がありません。つつじまつり期間中は、園内の名木をつつじガイドが無料でご案内します。  
と き：4月10日(火)～5月10日(木)  
と ころ：つつじが岡公園

『雷電神社例大祭』（板倉町）

天下泰平・国土安穩・五穀豊穰・万民豊樂を祈る初夏のお祭りです。御札を求めるかたや御祈禱を受けようとするかたが新緑の境内にあふれます。  
と き：5月1日(火)～5月5日(土)  
と ころ：雷電神社（板倉町役場から北に約600m）

『清浄院のぼたん園』（板倉町）

寺の本山である奈良の長谷寺のぼたんをイメージして住職がみずから手作りした「ぼたん園」には、約40種、千株のぼたんが鮮やかに咲きます。  
と き：4月下旬～5月上旬  
と ころ：清浄院（板倉町大字大高嶋320）



合併協議会ホームページでは、協議会の資料などを公開しています。協議の状況や会議録を掲載していますので、ご覧ください。また、館林市及び板倉町の公式ホームページにも両市町の広報紙をはじめ、さまざまな情報が掲載されていますので、ご覧ください。

<http://www.tatebayashi-itakura-gappeikyo.jp/>

館林市・板倉町合併協議会

検索

